令和８年（フ）第７７７号
埼玉県坂戸市八幡二丁目５番18号　ロイヤルハイツＢ205号室
債務者　中島　智香
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１７４２号
埼玉県川口市桜町１丁目13番10号　レオパレスガーデン205号
債務者　佐藤　紫苑（旧姓西川）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７８２号
さいたま市北区別所町1128番地10　ケアガーデン宮原別所町
債務者　池田きく子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２６８号
岡山県笠岡市五番町６番地22　マリンビル503
債務者　二宮　　保
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２６９号
岡山県笠岡市五番町６番地22　マリンビル503
債務者　二宮　容子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２９６号
岡山県倉敷市西阿知町403番地５
債務者　南　　孝夫
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３２１号
岡山県倉敷市中庄団地４番３―105号　県営団地
債務者　三村　栄香こと白　栄香
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第８５０号
北九州市若松区下原町11番17―503号
債務者　山田　和行
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５０５号
相模原市中央区東淵野辺２丁目８番12号　カスターニャ102
債務者　吉川　悠太
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３４２号
岡山県総社市清音柿木835番地12
債務者　片岡　博史
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
釧路市益浦２丁目７番22号
債務者　影山　　翼
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１５号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪72番地の１　福島県営大坪団地２棟１号
債務者　鈴木敬士こと　金　　龍河
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１７７号
福島県いわき市山田町原前14番地
債務者　藤田めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第３１８号
群馬県前橋市下小出町二丁目48番地３　シェルコートＫ　101号
債務者　原田一平（同法定代理人保佐人三上隆志）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１６６９号
埼玉県川口市中青木３丁目21番21号　レオパレス西川口第26―103号
債務者　田嶋　幸江
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７９４号
さいたま市南区辻２丁目25番10号
債務者　管原アイダこと　スガワラ　アイダサントス
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４６４号
埼玉県草加市瀬崎２丁目７番10号　アズール谷塚205号
債務者　赤石　雄基
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係